

# 18歳・19歳のみなさんへ

平成28年6月19日の後に公示される選挙から  
選挙権年齢が18歳以上に引き下げられます



進学や就職などで、実家を離れる方は、引越先の市区町村へ住民票を移す必要があります。

今夏の参議院選挙は、選挙権年齢の引き下げにより、18歳・19歳のみなさんも投票できる見込みですが、お住まいの市区町村で選挙権を行使するためにも忘れず住民票を移しましょう。

## 今年の春 引っ越した方は注意が必要

選挙で投票できる場所は、原則として住民票のある市区町村ですが、今年の春に進学や就職などで引っ越しされた方で、今夏の参議院選挙に、引越先の市区町村で投票できない場合がありますので、下図をご参照のうえ、次のことにご注意ください。

### ●引越先で投票できない場合とは

引越先、すなわち新住所地で投票するためには、新住所地に転入届をした日から参議院選挙の公示日前日までに3カ月以上住んでいる必要があるため、この要件を満たさないと引越先で投票はできません。

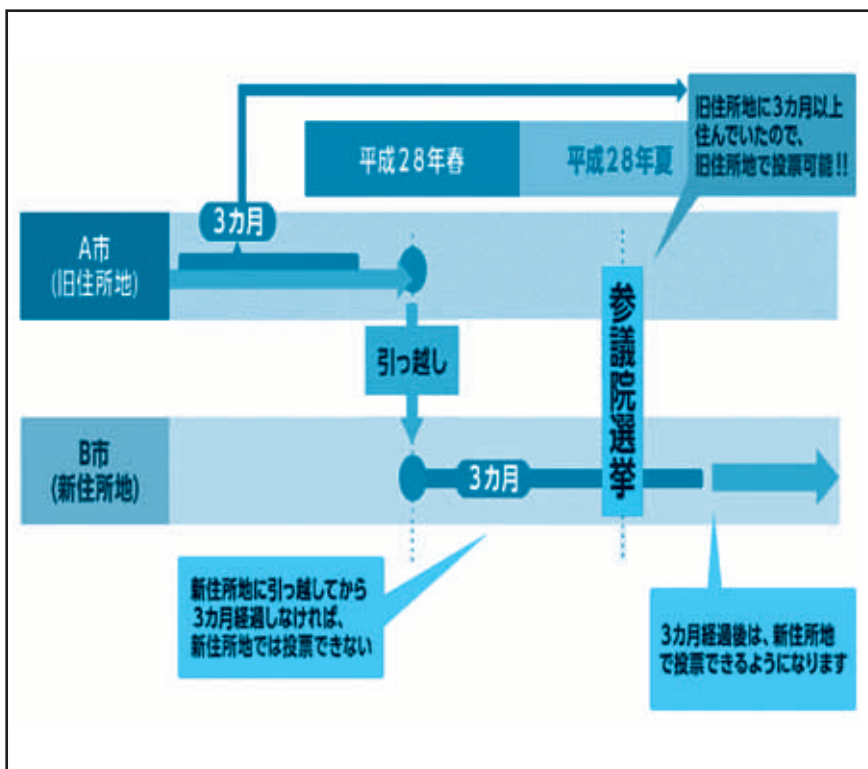
### ●引っ越しても公示日前日までに3カ月経過していなければ旧住所地で投票できる

今回の公職選挙法の改正により、新しく有権者となる18歳、19歳の方が今年の春に引っ越しをしても、旧住所地に3カ月以上住んでいた場合は、夏の選挙には旧住所地で投票することができます。

### ●旧住所地で投票するには

(1) 投票日当日、旧住所地の投票所に行き投票することができます。また、投票日前でも、旧住所地の期日前投票所に行つて投票することができます。

(2) 不在者投票制度を活用する。  
期間中に旧住所地に行くことができない場合は、旧住所地の市区町村選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求し、新住所地の市区町村選挙管理委員会で行う「不在者投票制度」が活用できます。不在者投票は、手続きに時間がかかりますのでお早めにご請求ください。



### 【お問い合わせ先】

市選挙管理委員会 (市役所3階)

☎ 32・3807 / FAX 32・7011

Mail: senkan@city.komatsushima.tokushima.jp